

## エステサロンの倒産

### 【問】

①半年前、契約期間1年の脱毛エステの10回コースを24万円で契約し、一括で支払っているが、日この事業者が倒産したことを報道で知った。まだ5回しか受けておらず、未施術分を返金してほしいが、エステサロンと連絡が取れない。(30歳代女性)

②1年前、契約期間2年の脱毛エステの20回コース24万円の契約をし、24回払いのクレジットを組んでいる。先日その事業者から「破産手続きを開始した」というはがきが届いた。12万円支払ったのに、施術は8回しか受けていない。この後の支払いを止め、払いすぎている代金を返金してほしい。(30歳代女性)

### ～支払い済み代金の返金は困難 分割は支払い停止の手続きを～

【答】国民生活センターが、2022年度に全国の消費生活センター等で受け付けた相談の状況をまとめ、8月に発表しました。それによると、商品・役務（サービス）別では、エステティックサービスの相談件数が、対前年度比319.7%となっており、この増加には、エステサロンの破産が相次いだことも影響していると思われます。

今回の事例のように、エステ事業者が倒産してしまった場合、基本的には、事業者の申し立てにより裁判所から破産手続き開始が決定された後、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれることとなります。

消費者は、「債権者届」を破産管財人に提出することにより、破産管財人の作成する債権者名簿に登録され、一般債権者の扱いで清算配当を待つこととなります。

しかし、消費者への清算は、従業員の給料や税金等への支払いを終えてから行われるため、相談事例①のように、契約期間内であっても、全額支払い済みの場合、残念ながら、配当（返金）は、ほとんど期待できないということになります。

次に相談事例②のように、役務（施術）提供期間内で施術回数が残っており、クレジットで分割払いをしている場合ですが、倒産したからといって、クレジット会社が自動的に引き落としを止めるわけではありません。

今後の引き落としを止めるために、クレジット会社に対し、支払い停止を求める書面（抗弁書）を提出するという方法をとります。ただし、この方法は、これからのクレジット代金の支払いの停止を主張できるというものであり、契約の解除や、余分に支払った代金の返還まで主張できるものではない点に注意が必要です。

エステサロンによっては、「施術期間無期限」や「〇年間通い放題」を謳（うた）う所もありますが、その事業者が存続してこそ受けられる役務であることに留意し、契約を検討するようにしましょう。

なお、今回の事例のように、契約期間が1ヶ月以上、かつ契約金額が5万円以上のエステティックサービスの契約には、「特定商取引法」という法律が適用され、契約日から8日間（法律で定められた書面を

受け取った日を初日と計算する)は、施術を受けていてもクーリング・オフ(※)が可能です。

また、もしクーリング・オフ期間が過ぎていたとしても、役務提供期間内なら、受けた回数に応じた中途解約が可能(ただし精算の際、法律で定められた違約金は必要)ですので、長期で高額な契約に不安を感じるようであれば、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

※クーリング・オフ=契約の申し込みや締結をした場合でも、一定の期間であれば、無条件で契約の申し込みを撤回したりできる制度

### 筆者ひとこと

今回の回答は、あくまでも一般的なものであり、実際の返金交渉結果はケースバイケースとなります。少しでも返金の可能性がないか検討してみますので、諦めずにご相談いただければと思います。

(県消費生活センター)